

審査の結果の要旨

氏名 保井 美樹

保井美樹氏の博士学位請求論文「米国における『負担者受益』型のまちづくり制度に関する研究－財源調達・意思決定上の効果と限界－」は、米国において、地方政府と私的セクターが連携しながら進める様々なまちづくり事業制度を、「負担者受益」という新たな概念を通じて分析し、これまで集権的な意思決定と応能的な財源調達を特徴としてきた日本のまちづくり事業制度に、意思決定と財源調達の面で地域が自立的である「負担者受益」という新たな計画システムの概念を提示しようとする意欲的な論文である。本論文で「負担者受益」型として取り上げる制度の要件としては、①私人によって行われる「負担」が先行的・自発的で、②「負担」と「受益」が、制度によって初めてもたらされるものであり、③負担者だけでなく、広く地域社会に便益をもたらす仕組みであって、かつ、④自発的に「負担」を行う者に、事業における意思決定に積極的に関与させる仕組みであるとされる。

論文は3部に分かれ、序章と結章を含め全8章の論考によって成り立っている。第1部「米国における『負担者受益』型まちづくりの諸相」では、米国における「負担者受益」型まちづくり制度の原型となったSD（特別区：Special District）と、1990年代に都市部の衰退した地区を再活性化させるために活用されたTIF(Tax Increment Financing)及びBID(Business Improvement District)を取上げ、それぞれの制度的特徴を探っている。第2部「『負担者受益』型まちづくり発展の経緯」では、米国で上記のような「負担者受益」型まちづくり制度がどのように発達してきたのかを、19世紀以来の受益者負担制度の歴史的な観察から分析している。そして第3部「『負担者受益』型まちづくりの新たな展開」では、原則として負担者が事業を主導し、地区レベルで事業が運営される「負担者受益」型のまちづくり事業制度に、いかにして広域的及び近隣住民の観点も取り入れるかを、米国における先進的な取組みの分析を通じて検討している。

論文で取り上げられているSD、TIF、BID、TDR(Transferable Development Right)の4制度は、個別には、既に日本に紹介されているものであるが、本論文は、「負担者受益」という新たな概念を通じてこれらの制度を歴史的・横断的に捉える点が新しく、「負担者受益」の考え方が米国でどのように発達してきたかを、地方政府や財政構造の変化を踏まえながら、個別の制度を地域の統治のあり方と関連づけて分析している点で優れている。筆者は、米国市民が有する「負担」についての自己決定意識の高さとそれに伴う「小さな統治単位の志向」が、今日の「負担者受益」型のまちづくり事業制度の発展につながったものと考えており、具体的には、SDという特定目的の地方公共団体で、米国において最も数多く設立されてきた地方政府の一種がそのきっかけとなったと考えている。このようにTIF、BIDといった個別の事業制度の分析のみならず、それが発達した背景にある市民の志向及びそ

れに基づいて発達した地方政府の特徴に着目する研究はこれまでになく、地方分権化の流れの中で地域が独立して意思決定、財源調達を進めるまちづくりの方法が求められる日本にとっても、単に海外の先進的事業手法を知るだけでなく、それが発達した社会的背景や市民の基本的志向を理解することができるため、示唆に富む論文に仕上がっている。

また、筆者は、「負担者受益」型の事業においては採算性や自発的な「負担」者の利益が重視されてしまう点を限界として指摘し、どのようにして広域的な長期計画にも整合するように事業が実施されるかについても、Smart Growth 等の米国都市計画の近年の新たな展開との関係も意識して検討している。これによって本論文は、「負担者受益」型事業の各制度の分析だけでなく、広域的な都市計画の視点も盛り込んだ構成になっており、地方政府と私的セクターが連携して実施するまちづくり事業に関する研究として完成度が高い。

論文の最後には、それぞれの制度に見られる「負担」・「受益」及び地域にもたらす便益の内容、制度の中での政府と私人の関係が整理されている。例えば、制度によって地域にもたらされる便益は、衰退した地域の再活性化 (TIF、BID)、歴史的建造物や自然環境の保全 (TDR)、「負担者受益」の考え方に基づく「負担」・「受益」は、開発費の支出と税金の還元による開発利益の獲得 (TIF)、負担金の抛出と売上げや資産価値の向上 (BID)、容積率の購入費用と容積率の緩和によって得られる開発利益 (TDR) といった具合である。筆者は、「負担者受益」を自発的な「負担」を行う者に地方政府がインセンティブを与える仕組みと位置づけ、それらがいずれも負担者である私的セクターの努力に応じてインセンティブが与えられるようになっている点が特徴的だと捉える。

日本においては、多くのまちづくり事業が、主に応能的な考え方に基づき国によって或いは国の基準に沿って徴収された税金を財源として実施されてきたが、今後は、各地域において応益的な考え方に沿って徴収された財源を用いて実施する方法についても研究を進める必要がある。この論文は、「負担者受益」型まちづくり制度の理論提示を試みることにより、まちづくり事業の費用負担を応益的に調達し、代わりに、負担者となる私的セクターを、単に政府が行うまちづくり事業の利益を享受するだけでなく、まちづくりを主導する立場へと変化させる手法を提言するものであり、まちづくりを地域の統治のあり方と関連づけて分析した研究として、価値のある論文である。

よって本論文は博士 (工学) の学位請求論文として合格と認められる。